



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

新型コロナウイルス対策および支援策につきまして

ご承知の通り、緊急事態宣言も当面の延長が決まりました。お客様の事業におかれましては、直接または間接的に少なからぬ影響が出ておられることとお察し申し上げます。この状況の中で、感染防止を図りつつ事業活動を安定的に継続することは、大変な労苦を伴うものと思います。私どももこんな時だからこそしっかりとご支援させていただかなければならないと思っております。

弊事務所では、職員の感染防止と安全確保のために、3月後半から下記の項目を実施してきております。①外部からのお客様以外の不要不急の来訪者の制限 ②消毒用アルコール、次亜塩素水消毒液加湿器の設置 ③所内外でのマスクの常時着用 ④所内の各職員のワーキングスペースを拡げ、換気の実施 ⑤密となる会議、研修の中止 ⑥一部在宅勤務、分散出勤の実施 ⑦不要不急の感染リスクの高い外出等の自粛 上記7項目につきましては5月も引き続き継続して実施してまいります。

そのうえで、通常の巡回監査や決算については、引き続きお客様のご意向をお聞きしながら、個別に対応させていただきます。3月決算企業も多いのですが、GW中もそれぞれの担当者が出勤して例年よりも決算業務を前倒ししながら進めているところです。

次に、国をはじめとした資金繰りその他の経営支援策につきましても、予算の成立とともにようやく手続きが始まりました。こちら精一杯ご支援に取り組んでまいります。

ご承知の通り、国、都道府県、市町村から、それぞれ様々な支援策が出てきています。支援策はまず事業者向けのもの和个人向けのものに分かれます。私どもがお手伝いさせていただくのは、主に事業者向けのものですが、それも業種別に分かれていたり、管轄が経済産業省と厚生労働省とか、日本政策金融公庫や民間金融機関などに分かれます。さらに、家賃支援など現在検討中のものもあれば、今後長引けば更なる支援策も出てまいります。

事務所としては、できるだけ速やかに各方面からの情報を集めて、早期に手続きができるようお手伝いをさせていただきたいと思っております。支援策がどうあてはまるのかは、すべてお客様個々によって違いがありますので、具体的にどんなものがあるのか、どれが該当するのか、手続きはどうすればいいのかにつきましては、担当者に直接お尋ね下さいますようお願い申し上げます。

幸いなことに、ほとんどのお客様の所在地である兵庫県姫路市では、ここ数日のところ発症数が少なく推移しています。引き続き油断はできませんが、生命の安全を優先しつつ、事業の継続に向けてご尽力のほどよろしくお願い致します。一日も早い終息を祈ります。



情報

【最新版】新型コロナウイルスに対する企業支援策

P2

新型コロナウイルスに対する各種支援策のうち補助金として支給されるものの一覧です。(令和2年5月1日現在)。申請の際は必ず最新の申請要領等をご確認ください。

●持続化給付金（中小企業庁）

給付額：法人 200 万円、個人事業者 100 万円（前年一年間の売上からの減少分を上限とする。）

要件：①新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年中のひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者。

②2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

③法人の場合は、(1)資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満、又は、(2)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である事業者。

申請期間：令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

申請方法：ホームページより電子申請

●休業要請に応じて頂いた事業者の皆様の経営継続支援事業（兵庫県・市町協調事業）

給付額：中小法人 10 万円～100 万円、個人事業主 5 万円～50 万円（事業による）

要件：①兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること。

②令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。

③県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること。

申請期間：令和2年4月28日から6月30日

申請方法：現状は郵送のみ。電子申請システムを構築中

●姫路市休業要請等協力事業者事業（家賃支援）

給付額：1 事業者につき 10 万円

要件：①姫路市内に主たる事業所（法人：本社、個人：主たる店舗等）を有する中小企業者（個人事業主含む）であること。

②兵庫県の休業・営業時間の短縮要請（依頼を含む）を受けている、又は休業要請（依頼を含む）を受けて休業している商業施設（大規模ショッピングセンター等）に入居する店舗（施設）を運営していること。

③対象店舗（施設）を他者から賃借して運営しており、賃借料の支払い実績があること。

④要請期間中（4月15日から5月6日まで）に概ね10日間以上、休業・営業時間短縮を行っていること。

⑤姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと。

申請期間：令和2年5月7日から6月30日

申請方法：郵送のみ

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX



ハクションレター



FAX INFORMATION

Vol.285 2020 / 5月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



「稲盛和夫の実学」から

事業を行っておられる方々へのささやかなヒントにさせていただければと思います。言わずと知れた京セラの社長を務められた方ですが、経営のための会計を実践していくために必要な七つの基本原則を挙げられています。

1. キャッシュベースで経営する
2. 一対一の対応を貫く
3. 筋肉質の経営に徹する
4. 完璧主義を貫く
5. ダブルチェックによって会社と人を守る
6. 採算の向上を支える
7. 透明な経営を行う

この中で、今回は一対一の対応を貫くという原則についてご紹介したいと思います。この一対一の対応は、会計処理をするうえで厳しく守られなければならないだけでなく、会社とその中で働く社員の行動を律し、内から見ても外から見ても不正のない透明な経営を行うために重要な役割を担うものです。

事業を行っている、必ずモノとお金が動きます。その時には、モノまたはお金と伝票が、必ず一対一の対応を保たなければいけません。これは一見当たり前ですが、実際にはさまざまな理由で守られていないのが現実です。

たとえば、伝票だけが先に処理されて品物はあとで届けられる、これと逆に、モノはとりあえず届けられたが、伝票は翌日発行されるといったことが、一流と言われる会社でも頻繁に行われています。きつい言い方かもしれませんが、このような「簿外処理」が少しでも許されるということは、数字が便法によっていくらでも変えられるということの意味しており、極端に言えば会社の決算などは信用するに値しないということになります。

その結果、社内の管理は形だけのものとなり、組織のモラルを大きく低下させてしまいます。数字はごまかせばいいということになったら、社員は誰もまじめに働かなくなります。そんな会社が発展していくはずがありません。

「一対一の対応の原則」とは、このような事態を防ぎ、発生したすべての事実を即時に認識し、ガラス張りの管理のもとに置くということの意味します。この一対一の対応における要諦は、トップ以下社員一人一人が原則に「徹する」ことです。そうすることにより、伝票の数字の積み上げが、そのまま会社全体の数字になり、それにもとづいた決算書が会社全体の真の姿をあらわすようになるのです。

このように一見「一対一の対応の原則」は非常に原始的な手法に見えますが、それを徹底させることによって社内のモラルを高め、社員一人一人の会社に対する信頼を高めることができます。と同時に、社内のあらゆる数字を信頼できるものにすることができるのです。(記事担当：増田)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX